

No 260

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	港区周産期医療・小児医療連携協議会	開始年度	平成 26 年度
所属	みなと保健所保健予防課地域医療連携担当	種別	—
所管課長	みなと保健所保健予防課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(20) 子どもの健康を守る体制をつくる		
施策名	③ 子どもの医療体制を整える		

事業概要

事業の目的	「港区周産期医療・小児医療連携協議会設置要綱」に基づき設置した港区周産期医療・小児医療連携協議会において、区内の周産期医療及小児医療体制の充実を図ります。
事業の対象	周産期医療・小児科医療を必要とする区民
事業の概要	協議会は、以下の事項につき検討、協議します ①区内周産期医療及び小児医療に関わる医療・行政機関の連携体制の整備及び推進に関すること ②周産期母子センターを拠点とした地域の病院及び診療所の協力及び連携に関すること ③小児救急医療体制に関すること ④その他区長が周産期医療及び小児医療に関して必要と認める事項
根拠法令等	港区周産期医療・小児医療連携協議会設置要綱

事業の成果

指標	指標1	小児初期救急患者数			指標2	小児の休日診療受診者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	320	598	186.9%	平成28年度	1,100	1,269	115.4%	平成28年度			
	平成29年度	900	998	110.9%	平成29年度	1,300	1,460	112.3%	平成29年度			
	平成30年度	1,000	—	—	平成30年度	1,500	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	周産期医療については、区内の周産期母子医療センター、産科病院・診療所の連携について検討し安心して出産できる体制を整備しています。小児医療について「みなとこども救急診療室」の受診者の拡大及び土曜日の開設について検討し、妊婦・産婦・乳幼児・児童・生徒までの医療体制や休日における小児の診療体制の充実が図られています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	301	152	0	149	0	0	0	0	301	223	74%
平成29年度	275	199	0	76	0	0	0	0	275	151	55%
平成30年度	164	164	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	周産期医療・小児医療連携協議会での協議に基づき、平成27年11月から平日週3日、平成28年10月から平日週5日小児初期救急診療が開始され小児初期救急医療体制の充実がはかられたため平成29年度以降は1回の開催としています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	1か所のみで実施してるため、区全体のニーズに対応できているのか把握する必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	都全体で14市区町村。うち特別区は10区。
コスト削減の工夫・余地	委嘱している委員の報償費にのみの予算のため、削減の余地はありません。都の補助金（小児初期救急平日夜間診療事業補助金）を利用しています。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	区としての方向性を定めるための協議会なので、委託の余地はありません。
事業の課題	具体的な区民ニーズについて調査を行い、現状の確認と課題を検討していきます。病院の小児救急の実態の把握も必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	周産期医療と小児医療の切れ目のない支援体制の構築に向けて取り組みを行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	人口増加に伴い、今後も周産期医療・小児医療ともに対象者の増加が見込まれるため、医療の充実を図るための検討協議会は必要です。
② 事業の効果性	5	港区における周産期医療・小児医療の中での課題の整理を行うことができ、より良い医療体制の構築が可能となります。
③ 事業の効率性	4	開催回数の見直しを行い、年2回から年1回としました。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	今後も周産期医療・小児医療体制の充実は必要であるため、協議会において検討を重ねていく必要があります。

No 261

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	小児初期救急診療事業	開始年度	平成 27 年度
所属	みなと保健所保健予防課地域医療連携担当	種別	—
所管課長	みなと保健所保健予防課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(20) 子どもの健康を守る体制をつくる		
施策名	③ 子どもの医療体制を整える		

事業概要

事業の目的	医療機関の協力を得て平日夜間における小児の救急患者に対する初期救急医療を実施することにより区民の生命と健康を守り、区民が安心して子供を育てられる医療体制を整備します。
事業の対象	15歳未満の区民
事業の概要	恩賜財団母子愛育会に委託し愛育会母子保健センター内に「みなと子ども救急診療室」を開設しています。 診療日は週5日（月曜から金曜の平日）、診療時間は午後7時から午後10時までです。
根拠法令等	港区小児初期救急診療事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	小児初期救急医療施設数			指標2	小児初期救急患者数			指標3	一日当たり受診者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	320	598	186.9%	平成28年度	6	3.1	51.7%
平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	900	998	110.9%	平成29年度	6	4.1	68.3%	
平成30年度	1	—	—	平成30年度	998	—	—	平成30年度	6	—	—	
指標から見た事業の成果	港区の年少人口の増加に比例して、患者数は増加しているものの一日当たりの受診者数は少ない状況のため、受診者拡大に向け事業周知方法の検討を行っています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	11,369	11,701	0	3,645	0	0	0	3,977	15,346	15,345	100%
平成29年度	19,207	14,727	0	4,480	0	0	0	0	19,207	19,201	100%
平成30年度	19,093	14,313	0	4,780	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	「みなと子ども救急診療室」の1日当たりの受診者は4人程度です。このため乳幼児健診対象の保護者にアンケートを実施したところ「みなと子ども救急診療室」の開設についての認知度が低いことがわかりました。今後一層の事業周知及びニーズを把握し受診者の拡大を図ります。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	「みなと子ども救急診療室」の開設場所や曜日・時間等、区民のニーズを把握する必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	都では、53市区町村中、40市区町村が実施しており、うち23区では20区が実施しています。
コスト削減の工夫・余地	区が救急診療室を開設することで診療拒否等の問題が生じることなく、子どもの命、健康を守るためには必要な事業です。利用率向上のための工夫をしていきます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	平日夜間の小児初期診療
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	利用率向上のためにニーズの把握をしていきます。
次年度へ向けた事務の改善点	周産期医療・小児医療連携協議会において小児医療の充実について検討協議します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	子どもの救急医療の確保に不可欠な事業で、年々受診者も増加しているため実施する必要性が高い事業です。
② 事業の効果性	5	必要最小限の人員で事業を実施しており、費用対効果が高い事業です。
③ 事業の効率性	5	平日夜間の開設であり、医師会に委託する休日準夜診療事業と重複しておらず効率的な事業実施となっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	子どもの数が増加する一方、区内の小児科診療所数は少ない状況です。子どもの命、健康を守ること、保護者が安心して子育てできる環境を整備するためにも引き続き事業を実施します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	感染症・災害医療情報システム	開始年度	平成 27 年度
所 属	みなと保健所保健予防課保健予防係	種別	—
所 管 課 長	みなと保健所保健予防課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じて心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施 策 名	① 健康危機管理機能の強化		

事業概要	
事業の目的	<p><感染症情報システム> 新型インフルエンザ等の健康危機発生時に迅速に患者発生状況等を収集し、医療機関等と情報共有します。さらに区民にも迅速に区内の流行状況を配信し感染症のまん延を防ぐ対策を迅速に行います。</p> <p><災害医療情報システム> 医療機関等から災害発生時の医療体制の情報を収集し、区、医師会、医療機関が連携した確かな災害医療体制を講じます。</p>
事業の対象	<p><感染症情報システム> ①区内在住・在勤・在学者、②区内医療機関・事業者、③区内学校・保育園等施設</p> <p><災害医療情報システム> 医療機関等</p>
事業の概要	<p><感染症情報システム> 医療機関や保育園等関係機関に申請に基づきIDを付与し、新興感染症による健康危機発生時に備えシステムを活用し情報収集等を行います。 システムの機能は、①区と医療機関等の情報共有 ②共有された情報を必要に応じてリアルタイムで区民に発信 ③地区別に感染症発生状況マップの作成です。 システムを十分活用することで迅速に区内の感染症の発生状況を把握し、感染症まん防止延対策を行います。</p> <p><災害医療システム> 災害発生時に医療機関及び医師会等から建物の状況や診療体制及び医師の応援体制等の情報を収集し、災害時にあっても必要な人が必要な医療を適切に受療できる体制を整えます。</p>
根拠法令等	—

事業の成果												
指 標	指標1	システム登録施設数			指標2	システムへの感染症流行状況報告数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	915	510	55.7%	平成28年度	510	39	7.6%	平成28年度			
	平成29年度	915	529	57.8%	平成29年度	529	39	7.4%	平成29年度			
平成30年度	915	—	—	平成30年度	529	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	公立の施設は、システムを立ち上げた時点で一括で登録したためシステム登録施設数は、60%弱ありますが、登録施設中システムでの感染症報告数は7%程度であり、しかもその利用方法は、年間を通じて定期的に情報を入力するような利用ではなく、感染症診断発生後のみのシステム利用による報告に留まっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,674	2,674	0	0	0	0	0	0	2,674	2,666	100%
平成29年度	2,660	2,660	0	0	0	0	9	0	2,669	2,669	100%
平成30年度	2,675	2,675	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	全てシステム保守運用経費です。										

事務事業を取り巻く状況等							
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—						
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	<p><感染症情報システム> 新型インフルエンザ等の感染症流行情報や医療情報は、区民の生命・健康に関わる重要な情報であるため、迅速、正確な情報提供をする必要があります。</p> <p><災害医療情報システム> 災害時にも適切な医療を提供するために区、医療機関、医師会で情報共有する必要があります。</p>						
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	<p><感染症情報システム> 東京都は行政と医療機関が連携できるシステム（以下「K-net」といいます）を整備しています。国は全国的な規模で運営されているシステム（以下「学校欠席者情報システム」といいます）及び感染症サーベイランスシステム（以下「NESID」といいます）を整備しています。</p> <p><災害医療情報システム> 国は広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」といいます。）を整備しています。</p>						
コスト削減の工夫・余地	<p><感染症情報システム> 経費の内容はシステムのランニングコストです。運用を続ける場合は削減困難です。</p> <p><災害医療情報システム> EMISの情報収集・配信・配備の充実により区のシステムと重複する部分が多いため今後のシステム開発は慎重に行う必要があります。</p>						
委託の有無	<table border="1"> <tr> <td>全部委託</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部委託</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全部委託</td> </tr> </table>	全部委託	なし		一部委託		全部委託
全部委託	なし						
	一部委託						
	全部委託						
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守運用 ・トップページ内のチラシ・ポスター等の掲示、要綱・ガイドライン等の修正 ・軽微なシステムの改修 						
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—						
事業の課題	<p><感染症情報システム> 区内の詳細な情報配信には医療機関及び私立学校や保育園等の登録件数かつ入力件数を増加させる必要があります。保育施設との情報共有はできるシステムですが、医療機関との双方向の情報共有をできるシステムではありません。区のシステムでは広範囲なデータ収集が困難であるため正確かつ迅速な対応に支障がでます。</p> <p><災害医療情報システム> EMISは既に稼働しており、区のシステムを稼働させた場合は、医療機関の医師は各システムに入力作業が必要になります。災害時には繁忙を極める医師の負担になるため区のシステムの稼働について検討します。</p>						
次年度へ向けた事務の改善点	<p><感染症情報システム> 区民の利用が少ない状況です。また、「学校欠席者情報システム」や「K-net」が近年普及していることから、今後の運用継続について見直す必要があります。</p> <p><災害医療情報システム> EMISの機能、配備状況に応じ区のシステム開発の意義を検討する必要があります。</p>						

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	2	<p><感染症情報システム> 感染症流行状況システムは都や国が広域的に行っているため、区単独で行う事業の継続は検討する必要があります。</p> <p><災害医療情報システム> 平成30年度中には各病院でEMISの運用が可能となるため区の災害情報システムを継続は検討する必要があります。</p>
② 事業の効果性	2	<p><感染症情報システム> 感染症のまん延防止は広域な対策が必要なため区内だけの流行表示は効果的ではありません。</p> <p><災害医療情報システム> EMISの配備や情報量の充実が進んでいるため区の災害医療情報システムの効果性は低いです。</p>
③ 事業の効率性	2	<p><感染症情報システム> 区内医療機関や、保育施設等からの報告をシステム内に直接入力することで、いち早い感染症情報の解析と情報提供が可能となります。しかし、全ての医療機関や保育施設とシステム連携ができていないため、効率的な運用ができていません。</p> <p><災害医療情報システム> 区、医療機関等と双方向の情報共有はEMISを活用することで可能になります。区がシステム開発することは効率的ではありません。</p>

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	○ 継続	○ 改善	● 廃止	○ 統合
<p>所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>	<p><感染症情報システム> 区のシステムに登録している施設を国や都のシステムに移行させることで、国・都・区は感染症発生状況を双方にデータ蓄積ができ、迅速かつ適正なまん延予防対策を行うことに貢献できます。広域的にサーベイランスできる国の「学校欠席者情報システム」「NESID」や都の「K-net」を活用することで、都内全域の感染症発生状況が分かるとともに登録施設に迅速に情報提供できるなど双方向の情報連携ができ有効な予防対策が行えます。さらに区民は、都の「東京都感染症情報センター」の活用で広域的な感染症発生状況の情報収集ができ予防対策を行うことができます。新規保育園も増加している中、保育の質を担保し保育園の負担軽減を図るとともに、迅速かつ適切な感染症予防対策が講じられるよう、多くの学校・保育園などに対し国や都のシステムへの参加を促し広域に感染症発生状況のデータ収集できる体制づくりが必要です。</p> <p><災害医療情報システム> 平成30年度末までに各病院でEMISの運用が可能となり、都・区と病院間の情報連携体制が整います。またEMISの情報収集の範囲は拡大されています。区が港区災害医療システム稼働を目指した当時と状況が変化しており、区独自の災害医療システムを稼働させる意義は薄れています。</p>				

No	263	平成30年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	エイズ・性感染症等予防事業	開始年度	平成 7 年度	
所属	みなと保健所保健予防課保健予防係	種別	—	
所管課長	みなと保健所保健予防課長			
基本政策	6 生涯を通じ心ゆたかで健康な都心住居を支援する			
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する			
施策名	① 健康危機管理機能の強化			

事業概要

事業の目的	検査の機会と場を提供し、エイズ・性感染症の感染予防と早期発見による重症化の防止を図ります。 エイズ・性感染症を予防する知識の普及啓発により、若い世代を中心とした幅広い世代への予防対策を推進します。
事業の対象	区内在住・在勤・在学者
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ・性感染症通常検査及び相談（保健所） ・HIV・梅毒即日検査（生涯学習センター、保健所） ・エイズ・性感染症検査委託事業（A1チェック） 慈恵医大及び区内診療所（21か所）に委託 ・エイズ・性感染症予防の普及啓発 エイズ・性感染症検査勧奨チラシの作成 啓発用リーフレットの作成 区立中学校及び区内高等学校での普及啓発授業の実施 区内大学の学園祭へのブース出展 成人式での啓発スライドの上映 広報誌やホームページを用いての広報活動、情報発信
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）、性感染症に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）、港区エイズ・性感染症検査実施要綱

事業の成果

指標	指標1	保健所検査及びA1チェック受検者（人）			指標2	HIV即日検査受検者（人）			指標3	普及啓発事業実施人数（人）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	840	1,000		119.0%	平成28年度	180		184	102.2%	平成28年度
平成29年度	900	1,162	129.1%	平成29年度	180	108	60.0%	平成29年度	700	723	103.3%	
平成30年度	1,000	—	—	平成30年度	180	—	—	平成30年度	700	—	—	

指標から見た事業の成果
検査件数は増加傾向にあり、早期発見を行うと同時に、正確な知識を提供し、行動変容を促す場ともなっています。若い世代を中心にHIVや性感染症についての知識を広めることは、感染の拡大防止につながります。引き続き、検査と普及啓発を継続することで、早期発見と感染予防に努めます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	16,294	7,470	8,824	0	0	0	0	0	16,294	16,064	99%
平成29年度	15,589	7,769	7,820	0	0	0	2,334	0	17,923	17,746	99%
平成30年度	17,445	10,283	7,162	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
梅毒が増加していることから、エイズ・性感染症検査受診者、事業費ともに増加傾向にあります。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	梅毒の発生届出数は2014年以降、増加に転じています。そのため、平成30年度から毎月2回の保健所通常検査（HIV・梅毒・クラミジア・淋菌）とは別に、HIV夜間即日検査に梅毒を追加して実施します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成29年度の東京都の新規HIV患者およびエイズ患者の合計数では、依然として性的接触による報告数が89.4%と高い水準です。梅毒等の性感染症も若い世代、働き盛り、高齢者すべての世代で増加傾向にあり、新たにHIVなどに感染することが懸念されます。また、港区区内では21の医療機関と連携して、エイズ・性感染症検査を行っています。その際のアンケートでも芝浦港南地区、高輪地区、麻布地区、品川近辺で行ってほしいという意見があり、今年度はみなとパーク芝浦と、高輪区民センターでHIV・梅毒即日検査を実施します。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都内の全保健所及び他自治体も匿名・無料で検査を実施しています。
コスト削減の 工夫・余地	平成29年度の保健所での検査実績は前年度の356名を上回る431名であり、今後も受検者数の増加に伴う予算の確保が求められます。また、慈恵医大、診療所でのエイズ・性感染症検査についても実績は増加傾向にあります（慈恵医大、診療所分総計平成28年度627名、平成29年度731名）。事業の実施にあたり、検査回数や時間の工夫はすでに行っており、これ以上のコスト削減は困難です。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	【検査】 ・保健所でのエイズ・性感染症検査 ・エイズ・性感染症検査事業 通称A1チェック（慈恵医大、港区医師会） 【普及啓発】 ・中学生、高校生への普及啓発授業 ・区内大学学園祭でのHIV普及啓発ブース出展
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	検査はリピーターがある程度の割合を占めていると予想され、新たな受検者を増やすことが課題です。即日検査については、年度により受検者数は減少傾向にあり、周知の方法や検査の日程、会場などを含め課題となっています。 東京都、港区ともに梅毒が急激に増加しているため、HIVと合わせて梅毒に関する普及啓発が必要です。また、若い世代への普及啓発として、デジタルサイネージを利用するなどの工夫が必要です。普及啓発授業を行っている学校が区内の一部にしか過ぎないので、学校の養護教諭等の関係者への周知を行うことも検討が必要です。また、内容を精査し、委託業者のNPOからの効果的な普及啓発授業への見直しについても検討が必要です。
次年度へ向けた 事務の改善点	エイズ・性感染症等予防事業の中でも、梅毒が大幅に増加しています。平成30年度より即日検査に関してはHIVの他に梅毒も導入しました。昨年度までは、即日検査に関しては受検者数は減少傾向であり、次年度以降は検査場所や周知方法を徹底する等の工夫が必要になると考えられます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	東京都のHIV患者は20～30代、エイズ患者は30～40代に多く、感染予防対策として若い世代から働き世代、高齢者まで幅広い年代へ普及啓発を行うことは必要です。また、梅毒などの性感染症に感染する人も増加傾向にあるため今後も事業を継続する必要があります。
② 事業の効果性	4	健康教育により若い世代を中心に予防対策を推進していくことは、エイズ・性感染症の感染予防や早期発見につながり、重症化・感染拡大を防ぐ効果があります。検査では、積極的な広報により受検者数が当初予定を超えました。
③ 事業の効率性	4	経費に見合った効率的な実施ができています。普及啓発は保健所職員による実施とともに、エイズ・性感染症について精通しているNPOへの委託を行うことにより、効率的に対象者へ情報発信ができています。年度ごとに内容を見直す必要はあると思いますが、概ね達成できています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	検査事業は早期発見の場であると同時に、知識を得る場、行動変容を促す場となっています。HIVやエイズについての知識を若い世代に広めることは、感染拡大防止への意識を高めます。また、働き盛りや幅広い年齢層へ積極的に普及啓発し、より多くの検査の場を提供していきます。このような検査事業と普及啓発を継続することが、早期発見と感染予防につながります。従って、規模を拡大し継続していく必要があります。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	休日診療	開始年度	昭和 50 年度
所属	みなと保健所保健予防課地域医療連携担当	種別	—
所管課長	みなと保健所保健予防課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する。		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	② 安心できる地域保健・地域医療体制の推進		

事業概要

事業の目的	祝日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日まで）における急病患者に対する診療事業を救急医療事業の一環として実施し、区民の医療不安を解消することを目的とします。
事業の対象	内科、外科、小児科、歯科の外来救急患者及び薬の相談者
事業の概要	<p>次の6事業を実施</p> <p>(1) 休日診療 港区医師会に委託し、輪番制による内科・小児科診療施設を休日午前9時から午後5時まで開設しています。（1休日あたり2施設。ただし、年末年始及び冬季（12月中旬～3月中旬）は3施設）。年末年始については入院可能な施設2施設で病床確保しています。</p> <p>(2) 休日準夜診療 港区医師会に委託し、輪番による内科・小児科診療施設を休日の午後5時～午後10時まで開設しています。（1休日あたり1施設）</p> <p>(3) 港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託し、輪番による歯科診療施設を休日午前9時～午後5時まで開設し応急歯科診療を行っています。（1休日あたり1又は2施設）</p> <p>(4) 休日歯科固定診療 港区芝歯科医師会に委託し、みなと保健所2階の「港区口腔保健センター」で休日午前9時～午後5時まで応急歯科診療を行っています。</p> <p>(5) 当番薬局電話相談 港区薬剤師会が実施する休日及び夜間における区民からの薬に対する電話相談事業に対し補助金を交付しています。</p> <p>(6) 休日処方箋応需薬局事業 感染症が流行する冬場において院外処方できる薬局を増設しています。</p>
根拠法令等	港区休日診療実施要綱、港区準夜間実施要綱、港区休日歯科応急診療実施要綱、港区口腔保健センター事業実施要綱、港区当番薬局電話相談事業補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	休日診療・休日準夜診療の患者取扱数			指標2	うち小児患者取扱回数			指標3	休日歯科診療、休日歯科固定診療患者取扱回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	5,502	5,762		104.7%	平成28年度	1,370		1,436	104.8%	平成28年度
平成29年度	5,762	5,710	99.1%	平成29年度	1,436	1,661	115.7%	平成29年度	444	419	94.4%	
平成30年度	5,710	—	—	平成30年度	1,661	—	—	平成30年度	419	—	—	

指標から見た事業の成果

- ・ 休日診療・休日準夜診療の平成29年度の開設日数は72日で一日当たりの受診者数はおよそ79人で区民の利用率は高い事業です。
- ・ 人口増加に伴い子どもの数も増加し小児患者取扱数の実績は約10%増加しています。
- ・ 休日歯科診療患者取扱回数実績は年々減少しており、平成29年度の一日当たりの受診者数はおよそ6人です。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	64,815	64,815	0	0	0	0	0	0	64,815	64,812	100%
平成29年度	64,815	64,815	0	0	0	0	0	0	64,815	64,806	100%
平成30年度	65,429	65,429	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

- ・ 平成29年度の医科・歯科を合わせた受診者数は、6,129人で一診療当たり10,675円で費用対効果は低い状況ですが、休日であっても区民が必要な医療を受診できる体制は必要です。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	感染症が流行する特に冬場の受診が多くなっており、ニーズは高いです。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区全ての区で休日診療を実施しています。運営は医師会への委託が多くなっています。
コスト削減の工夫・余地	医科の休日診療だけでなく歯科の休日診療体制は必要なため当面は現状維持とします。しかし平成29年度の休日歯科固定診療の一日当たりの受診者数は1.9人という実績から輪番制への切り替え等運営方法について検討していきます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	休日、休日準夜における診療や薬の相談等
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	小児医療については、小児初期救急と連携させる必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	小児初期救急事診療事業と連動させて小児医療の充実を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	休日に診療できる医療機関を確保できるため、区民の医療不安解消に必要な事業です。
② 事業の効果性	5	休日のほぼ1日を通して医療機関への受診が可能であり、休日の救急患者にとって事業の実施効果は高い状況です。
③ 事業の効率性	4	輪番制にすることで各医療機関の負担が軽減されると共に、港区全域にまんべんなく確保することが可能となっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	休日の救急患者に対する医療施設の確保は区民の医療不安解消に有効です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 265

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	区民健康相談・健康教育事業等補助	開始年度	昭和 53 年度
所属	みなと保健所保健予防課保健予防係	種別	—
所管課長	みなと保健所保健予防課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	③ 安心できる地域保健・医療体制の推進		

事業概要

事業の目的	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会及び公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)が区民に対して行う健康相談、健康教育事業の経費を補助することにより、区民の健康管理に対する普及、啓発を図ります。
事業の対象	2歯科医師会(東京都港区芝歯科医師会、東京都港区麻布赤坂歯科医師会)
事業の概要	区民の口腔内の健康増進ため、みなと区民まつりに参加し健康相談を行うとともに、区有施設で健康教育事業として講演会を行い補助金交付申請書及び事業計画書に基づき、総事業費の額以下でかつ、基準額の範囲内でそれぞれ補助金を交付します。
根拠法令等	港区区民健康相談・健康教育事業等補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	健康教育事業参加者【歯科医師会】(人)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	715	631	88.3%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	750	665	88.7%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	770	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成28年度は、麻布赤坂歯科医師会が実施した3事業に対し、補助金を交付しました。平成29年度は、芝歯科医師会が実施した2事業に対して補助金を交付しました。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	332	332	0	0	0	0	0	0	332	332	100%
平成29年度	332	332	0	0	0	0	0	0	332	332	100%
平成30年度	332	332	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	予算の範囲内で事業に対して補助金を交付しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	口腔保健については予防知識の普及啓発が重要です。区民まつり等の参加を継続し、区民の口腔内の健康増進を図ります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都歯科保健推進計画に基づき各区で、ライフステージに応じた口腔保健に関する知識の普及啓発事業を行っています。
コスト削減の工夫・余地	今後、事業内容が補助対象として適切か十分な検討を行いコスト削減を図っていきます。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	区民健康相談や健康教育が区の補助金対象事業であることの妥当性について検証する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	歯科医師会に対して、参加区民にアンケートを実施するなどを要望し、区の補助事業として継続することの妥当性について検証を進めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区民の口腔内の健康意識の向上につながる事業は必要性です。
② 事業の効果性	4	区民まつりでの健康相談は区民が気軽に専門知識を持つ歯科医師に相談できるため、口腔保健の予防知識の普及啓発に効果的です。
③ 事業の効率性	4	専門知識をもつ歯科医師が相談や講演等を行うため、口腔内の健康の保持増進に対する知識の普及啓発が効率的に行えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>歯科医師の専門性を活かした健康相談や講演会は、区民の口腔保健の予防の知識の向上には有効であるため当面事業を継続しますが、今後、補助事業として継続することが妥当なのかは検証が必要です。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

評価対象

事務事業名	かかりつけ歯科医機能推進事業	開始年度	平成 9 年度
所属	みなと保健所保健予防課保健予防係	種別	—
所管課長	みなと保健所保健予防課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	② 安心できる地域保健・医療体制の推進		

事業概要

事業の目的	障害者、在宅要介護者（以下「障害者等」という）で自身ではかかりつけ歯科医を探すことが困難な区民が身近な地域で適切な歯科医療を受けられ、かつ、必要に応じて専門的な歯科医療を円滑に受けることができる歯科医療連携システムの維持・充実を図ります。
事業の対象	区内在住の障害者等
事業の概要	障害者に対しかかりつけ歯科医を紹介するリーフレット作成及び、障害者を対象に歯科治療できる歯科医院の調査、研修を芝歯科医師会、麻布赤坂歯科医師会に委託し実施して、障害のある人が身近な場所で歯科治療や予防知識の普及啓発をしています。 上記は、平成28年度より健康推進課で実施している「障害者口腔保健推進事業」に移管されています。
根拠法令等	港区障害者等かかりつけ歯科医機能推進事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1			指標2			指標3		
	当初予定	実績	達成率	当初予定	実績	達成率	当初予定	実績	達成率
平成28年度				平成28年度			平成28年度		
平成29年度				平成29年度			平成29年度		
平成30年度		—	—	平成30年度		—	平成30年度		—

指標から見た事業の成果
平成26年10月から健康推進課新規事業「障害者歯科診療所（港区口腔保健センター）」が開始されたため、平成27年度から、保健予防課で実施していた「リーフレット・ポスターの作成、配布」や「協力歯科医に対する研修」事業は、健康推進課の障害者口腔保健推進事業へ移管しました。このため、障害者歯科に関する内容については指標は記載していません。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	276	276	0	0	0	0	0	0	276	65	24%
平成29年度	275	275	0	0	0	0	0	0	275	63	23%
平成30年度	85	85	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
事業費は保健予防課の備品である歯科用ポータブルレントゲンの維持管理費のみです。事業の実態が健康推進課であるため、備品について健康推進課に所属替えを行い、本経費についても健康推進課と協議する必要があります。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	地域の歯科医師が障害者歯科に関する知識を高め、障害を持つ人が身近な場所で歯科治療や予防の指導を受けられる体制は必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都福祉保健局心身障害者口腔保健センターで患者紹介、歯科治療、予防、相談、医療関係者への研修を行っています。
コスト削減の工夫・余地	ポータブルレントゲンの保守点検のみでありコスト削減はできませんが、健康推進課の「障害者口腔保健推進事業」に統合することで障害者歯科に関する経費を整理することができます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	ポータブルレントゲンの保守点検
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	平成28年度以降は、障害者歯科に関する内容については健康推進課が行っています。今後、事業実施の実態に合わせ内容・担当部署について、関係部署間で検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	平成28年度以降は、障害者歯科に関する内容については健康推進課が行っているため、健康推進課事業としての再構築が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害を持つ人が身近な場所で歯科治療や予防の指導を受けられる体制は必要です。
② 事業の効果性	2	健康推進課で「障害者口腔保健推進事業」を実施しているため、本事業はポータブルレントゲンの保守のみになっています。このため、健康推進課で実施している事業と統合し事業の効果を高める必要があります。
③ 事業の効率性	2	障害者歯科に関する事業が2課に分かれているため効率性は低い状況です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ● 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	平成28年度以降は、障害者歯科に関する内容については健康推進課が行っているため、健康推進課事業としての再構築が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	かかりつけ医機能推進事業	開始年度	平成 9 年度
所属	みなと保健所保健予防課保健予防係	種別	—
所管課長	みなと保健所保健予防課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	② 安心できる地域保健・医療体制の推進		

事業概要

事業の目的	かかりつけ医がいない区民や在宅療養者に対して、かかりつけ医又は専門診療医等(以下「かかりつけ医等」という。)の紹介又は確保を行うことにより、初期診療における総合的な診断と治療(プライマリ・ケア)の確保及び安定した療養環境の確保を図ることを目的とします。
事業の対象	かかりつけ医がいない区民
事業の概要	① 区民が適切な初期治療や日常的な健康管理に必要な指導・相談が受けられ、在宅療養患者が住み慣れた場所で適切な安心して生活でき地域の診療所や医院を確保できるよう医師会に委託して「かかりつけ医医療データブック」を作成しています。各支所、医療機関等の窓口で配布し区民にかかりつけ医の情報を提供しています。 ② 医師会に「かかりつけ医機能推進委員会」の運営を委託し、かかりつけ医と病院、かかりつけ医どうしの連携や医師会員に対するかかりつけ医機能に関する周知及び研修を実施しています。
根拠法令等	港区かかりつけ医機能推進事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	港区かかりつけ医機能推進委員会開催回数			指標2	区民向けかかりつけ医名簿等の発行部数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	10,000	10,000	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度	0	0		平成29年度			
	平成30年度	2	2	100.0%	平成30年度	10,000	10,000	100.0%	平成30年度	—		
指標から見た事業の成果	・港区かかりつけ医機能推進委員会については、平成30年度は2回開催し、かかりつけ医推進についての方策及びかかりつけ医名簿の内容について協議しました ・区民向けかかりつけ医名簿等の発行については、平成30年度は「港区かかりつけ医医療データブック2017」を発行(隔年発行)(医師会配布分6,000部、区配布分は4,000部)。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,764	1,764	0	0	0	0	0	0	1,764	1,764	100%
平成29年度	144	144	0	0	0	0	0	0	144	144	100%
平成30年度	1,764	1,764	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	・「港区かかりつけ医医療データブック」は平成28年度発行(隔年発行のため平成30年度予定) ・平成29年度は「港区かかりつけ医機能推進委員会」2回実施										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢者や子どもの数が増加しており、区民が地域で健やかに暮らしていくため、身近な場所に「かかりつけ医」を確保し日常的な健康管理や初期症状疾患の治療を受けられる体制づくりが必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	かかりつけ医制度は厚労省が推進しており全国的に取組みが進められています。
コスト削減の工夫・余地	「港区かかりつけ医医療データブック」は医療機関の最新情報を掲載する必要があるため医師会加入の医療機関の最新情報を持つ医師会に作成委託することにより情報提供の効果が高まります。また、診療所間の連携についても医師会での情報共有や検討が不可欠です。経費は医師会委託に係るものであるためコスト削減は困難です。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	「港区かかりつけ医医療データブック」作成 「かかりつけ医機能推進委員会」運営委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	より多くの区民がかかりつけ医制度を理解し、かかりつけ医を持つ区民を増やすことです。
次年度へ向けた事務の改善点	医師会と協議し、かかりつけ医同士やかかりつけ医と病院の連携強化のための取り組みや、医師会会員にに対するかかりつけ医機能に関する周知及び研修を強化し、かかりつけ医機能の充実を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	今後も人口の増加傾向があり、転入者も多い状況下のもと、かかりつけ医機能を推進していくため、事業を継続していく必要があります。
② 事業の効果性	4	高齢化社会が進む中、在宅で安心して療養できる体制づくりを進める上で、地域における身近な医療機関の役割はますます重要となります。本事業による区民への医療機関情報紙の提供やかかりつけ医の紹介などは区民の健康維持のため効果があります。
③ 事業の効率性	4	診療所の情報を持つ医師会に委託しているため事業の効率性は高いです。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	かかりつけ医は、区民の日常的な健康管理や初期症状の治療、必要に応じて専門医療機関等への紹介など、最前線で区民の医療を担うため、この制度を推進する本事業の目的は重要です。本事業は、働き盛り世代を中心とした若い世代を始めとする広く区民一般を対象にかかりつけ医制度の推進を図ることが目的としています。かかりつけ医のスキルアップや連携体制構築といった視点から本事業を継続し、かかりつけ医機能の充実を図っていきます。

No 268

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	地域リハビリテーション推進事業	開始年度	平成 24 年度
所属	みなと保健所保健予防課	種別	—
所管課長	みなと保健所保健予防課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	② 安心できる地域保健・地域医療体制の整備		

事業概要

事業の目的	脳卒中等による後遺症を有する区民に、住み慣れた地域で、生涯にわたり健やかな生活が送れるよう急性期から回復期、維持期まで切れ目なくリハビリテーション事業を提供することができる体制を整備し推進することを目的とします。
事業の対象	脳卒中等による後遺症を有する区民
事業の概要	リハビリテーション科医師、訪問看護師、ケアマネージャー等で構成する「港区地域リハビリテーション推進会議」を開催し、区内のリハビリテーションサービスの連携体制の整備を図っています。 また「区中央部地域リハビリテーション支援センター」として指定された病院が行う医療関係者と介護関係者の合同研修会へ区が協力をしています。
根拠法令等	港区地域リハビリテーション推進会議設置要綱

事業の成果

指標	指標1	推進会議開催回数			指標2	合同研修参加者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	100	55	55.0%	平成28年度			
平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度	55	31	56.4%	平成29年度				
平成30年度	1	—	—	平成30年度	55	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	合同研修参加率が減少しています。また会議は2回開催し、地域のリハビリテーションの体制等についての話し合いを行いました。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	262	262	0	0	0	0	0	0	262	209	80%
平成29年度	210	210	0	0	0	0	0	0	210	182	87%
平成30年度	125	125	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	地域包括ケアシステムによる地域での会議が重複してきており、今年度は年2回から年1回へと開催回数を変更しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	地域包括ケアや医療・介護・在宅療養との体系づけが必要であり、一体となった区民サービスとする必要性があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都は12医療機関を「地域リハビリテーション支援センター」として指定しています。
コスト削減の工夫・余地	委嘱している委員の報酬費のみの予算のため、削減の余地はありません。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	区としてリハビリテーション体制を構築するための会議運営が含まれるため委託の余地はありません。
事業の課題	保健所で先行して実施していた「地域リハビリテーション」の概念と地域包括ケアや介護保険での「地域リハビリテーション」と関連づけながら、今後の体制を整えることが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	リハビリテーションに関する研修が、他部署でも対象者が重複した形で実施されています。保健福祉支援部とはまず、研修について調整しています。同様の研修が整理され効率的な研修が実施できます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	生涯を通じ住み慣れた場所で生活できるよう急性期から維持期まで切れ目のないリハビリを行える環境の整備の必要性は高いです。
② 事業の効果性	4	リハビリテーションの推進は、保健所単体で実施する意味が薄れてきています。
③ 事業の効率性	4	保健福祉課の地域包括ケア事業と目的が重複している部分が多く、費用対効果を高めることが難し状況です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	平成29年度に地域包括ケアを所管する係ができました。地域リハビリテーション推進事業はそれ以前より実施しており、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかな生活が送れるような切れ目のない支援体制の構築を目指すことでは、地域包括ケアの概念と合致します。今後も地域包括ケアシステムと連携し事業を継続していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	